

新型コロナウイルス感染症の感染症法における 位置づけ変更を見据えた議会運営上の感染対策（案）

現在2類相当とされている新型コロナウイルス感染症について、感染症法における位置づけが、令和5年5月8日からは季節性インフルエンザなどと同じ5類感染症に変更される。

本市会ではこれまで、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営」を定例会ごとに決定してきたが、感染症法における位置づけが変更されることを見据え、以下のとおり感染対策等に取り組むこととする。

1 当面の間、引き続き行う主な取組

- 消毒用アルコールの会議室出入口等への設置
- 会議運営上支障のない範囲における扉の開放

※これまで実施してきた以下の取組は行わない。

- 議場、大会議室及び委員会室へのアクリル板の設置
- 議場演壇等における発言者ごとの消毒
- 傍聴人の受付時における検温の実施

2 その他

これまで感染症対策を踏まえて実施してきた以下の取組については、効率的な議会運営の観点から、今後も継続して取り組むこととする。

- 委員会における当局からの答弁の原則着座実施
- 委員会室内におけるマイボトルの持参（水差し・グラスは用意しない）